



リコーグループ  
グリーン調達基準

2025年6月30日  
(第14版)

株式会社リコー  
リコーグループ

## 目次

1. はじめに.....	2
2. リコーグループの環境綱領とグリーンパートナーシップ .....	3
3. リコーグループのグリーン調達方針について .....	4
4. グリーン調達基準本文 .....	5
4.1 グリーン調達基準冊子の構成と内容.....	5
4.2 仕入先様への要求事項 .....	6
4.3 製品含有化学物質情報収集・調査 .....	8
【グリーン調達要求事項に関するフロー】 .....	10
【代替品の提案及び登録について】.....	11
改訂履歴 .....	12
《URL アドレス》.....	16
◇リコーグループ会社一覧(本グリーン調達基準適用範囲) .....	17

本グリーン調達基準には附属書、別冊があります。

### 【附属書】

- ・環境影響化学物質管理基準  
    管理基準:含有管理物質リスト
- ・製品含有化学物質情報収集システム操作マニュアル(ProChemistAS)[※]

※ ProChemistAS ユーザーの仕入先様に「お知らせ案内」で公開しております。

### 【別冊】

- ・リコーグループ化学物質管理システムガイドラインおよび附属書

## 1. はじめに

環境保全という課題は、ひとりの人間、ひとつの企業、ひとつの国だけで、解決できるものではありません。それは、ひとつひとつの国、ひとつひとつの企業、ひとりひとりの人間が、いま、地球のかかえている問題について深く認識し、行動に移していくなくては解決できない問題なのです。

未来の地球のために、私たちは地球環境保全のための数多くの課題を解決しながら、成長を続けていかなければなりません。リコーグループでは省資源・リサイクル、省エネルギー・温暖化防止、汚染予防の3つのテーマに取り組むとともにいちはやく環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14000 シリーズに則った体制づくりを進めてきました。

しかし、リコーグループの製品は多くの仕入先様との関連で生産されています。原材料の資源採取から、製造・加工、流通・販売、消費・使用、廃棄・リサイクルにいたる製品ライフサイクルにおける環境負荷の少ない製品の開発に取り組むためには、自社だけの環境保全活動では十分とはいえません。そこで、仕入先様とは新たなパートナーシップを結び、環境負荷の低減や環境リスクの回避を共に図っていきますので、今後ともご理解とご協力をお願い致します。

株式会社リコー  
リコーグループ

## 2. リコーグループの環境綱領とグリーンパートナーシップ

### ■環境綱領

#### 基本方針

リコーグループは、環境保全は我々地球市民に課せられた使命と認識するのみならず、環境保全活動と経営活動を同軸であるととらえ、自ら責任を持ち、全グループをあげてその活動に取り組む。

#### 行動指針

##### 1. (高い目標)

法規制の遵守はもとより、自らの責任において、社会の期待を先取りした高い目標を設定し、その実現を通じて経済価値の創出に努めていく。

##### 2. (環境技術開発)

顧客価値を創造し、広く社会にも活用される革新的な環境技術開発をすすめていく。

##### 3. (全員参加の活動)

すべての事業活動において環境への影響を把握し、全員参加で汚染予防や、エネルギーおよび資源の有効利用について継続的改善を行っていく。

##### 4. (プロダクト・ライフサイクル)

商品とサービスの提供にあたっては、調達・生産から販売・物流・使用・リサイクル・廃棄に至るすべての段階における環境負荷の低減に努めていく。

##### 5. (意識向上)

一人ひとりが広く社会に目を向け、積極的な学習を通して意識向上を図り、自ら責任を持って環境保全活動を進めていく。

##### 6. (社会貢献)

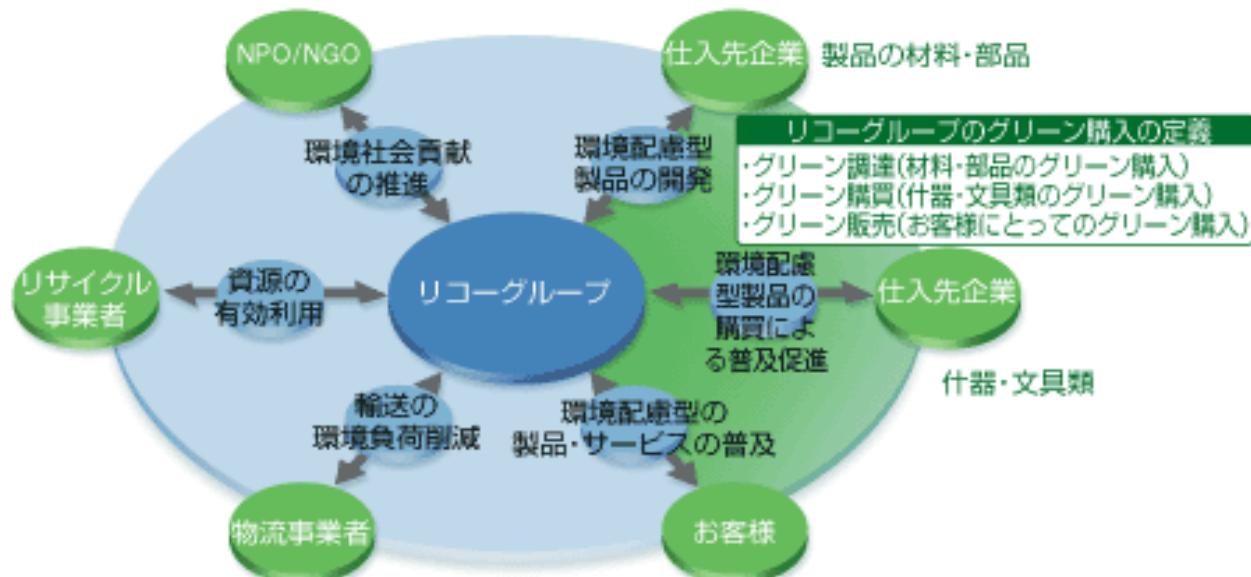
環境保全活動への参画・支援によって、持続可能な社会の実現に貢献していく。

##### 7. (コミュニケーション)

ステークホルダーと連携した環境保全活動を展開し、積極的なコミュニケーションを通して社会の信頼を得る。

### ■グリーンパートナーシップ

効果的な環境保全を行うには、リコーグループだけでなく、仕入先企業やお客様とのパートナーシップによって「事業活動全体」の環境負荷削減に取り組むことが重要です。また、継続的な環境保全のためには、お互いにメリットのある関係を構築し、パートナーシップを維持・向上していく必要があります。持続可能な循環型社会づくりに貢献するために、私たちは、リコーグループのグローバルな事業活動に関わる全ての関係者をグリーンパートナーと位置付け、効果的かつ継続的な環境保全に取り組んでいます。



### 3. リコーグループのグリーン調達方針について

リコーグループではグリーン調達の定義を以下のように定めております。

#### グリーン調達とは

- \*「環境保全の進んだ工場で作られたもの」を調達する
- \*「環境負荷の少ない原材料・部品・製品」を調達する

リコーグループは、1998年5月「グリーン調達ガイドライン(※)」を発行し、仕入先様に対して環境管理システムの構築を要請しました。環境管理システムはグリーン調達を進めていく上で、全ての基礎になるとリコーグループは考え、最優先で取り組んできました。

現在ではリコーグループとお取引させて頂いている仕入先様全てが環境管理システムを構築されており、新たに取引を開始するには構築されていることが必須要件となっております。

また環境負荷の少ない原材料・部品・製品を調達するために2002年7月「グリーン調達基準」を新たに制定、発行致しました。「グリーン調達基準」は活動領域の3本柱である「汚染予防」「省資源・リサイクル」及び「省エネルギー・温暖化防止」の中で、特に「汚染予防」に対し、具体的な調達基準を定めております。従ってリコーグループに納入される原材料・部品・製品は、常にこの基準に沿って調達されることになります。また原材料・部品・製品に含有されている化学物質の調査につきましては、別途「環境負荷情報調査」を進めさせて頂いております。更には、2009年1月よりEU REACH規則への対応のため新たに、「製品含有化学物質情報収集」活動も開始させて頂きました。

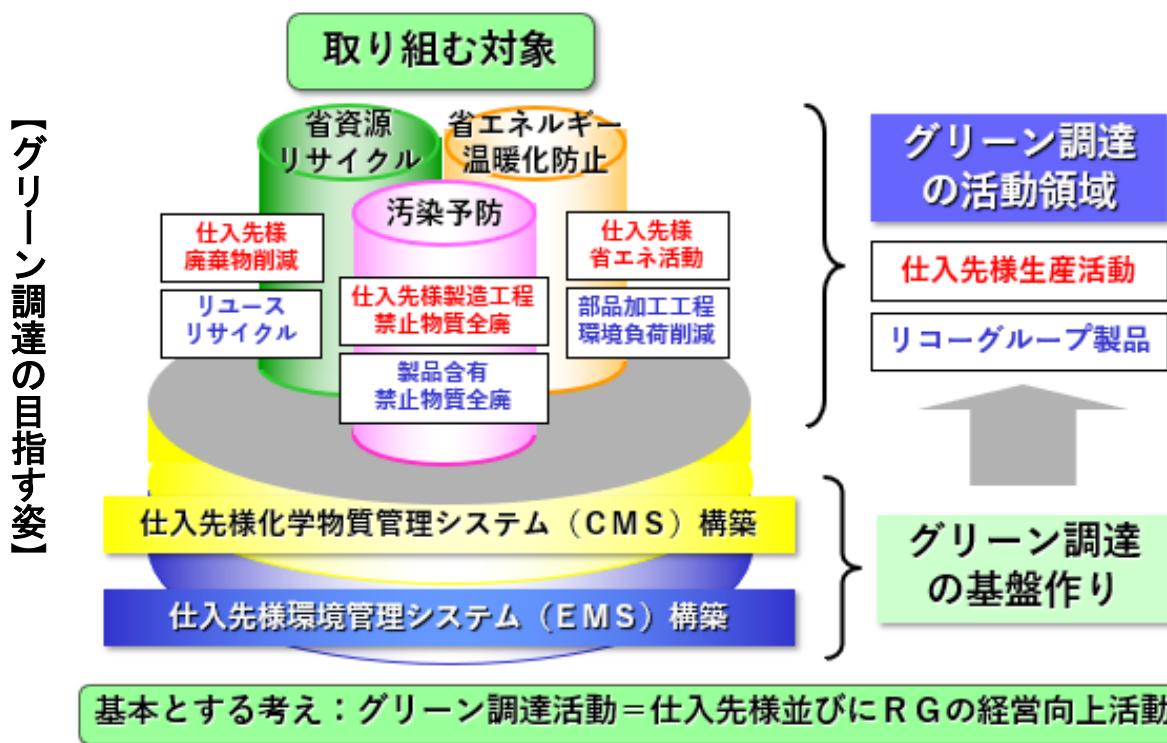
このように環境管理システムの構築を進め、グリーン調達基準により環境影響化学物質が含有されていない原材料・部品・製品の調達を進めていく中で、サプライチェーン全体で製品含有化学物質を管理していく仕組み作りが必要と判断し、2004年4月化学物質管理システムの構築を仕入先様に要請しました。この化学物質管理システムは環境管理システムをベースに化学物質管理の実践的な運用を盛り込んで、短期間且つ低費用で構築できることが特徴です。

また、今後は「省エネルギー・温暖化防止」の活動として、地球温暖化ガス排出量の削減を仕入先様と共に進めていく所存です。

リコーグループはグリーン調達を通して仕入先様と「グリーンパートナーシップ」の関係を築き、効果的且つ継続的な環境保全活動に取り組んでいきます。

※グリーン調達ガイドラインは、2009年3月を以って「環境管理システムガイドライン」と改名いたしました。

なお、リコーグループ環境管理システム認証の終了に伴い廃止。



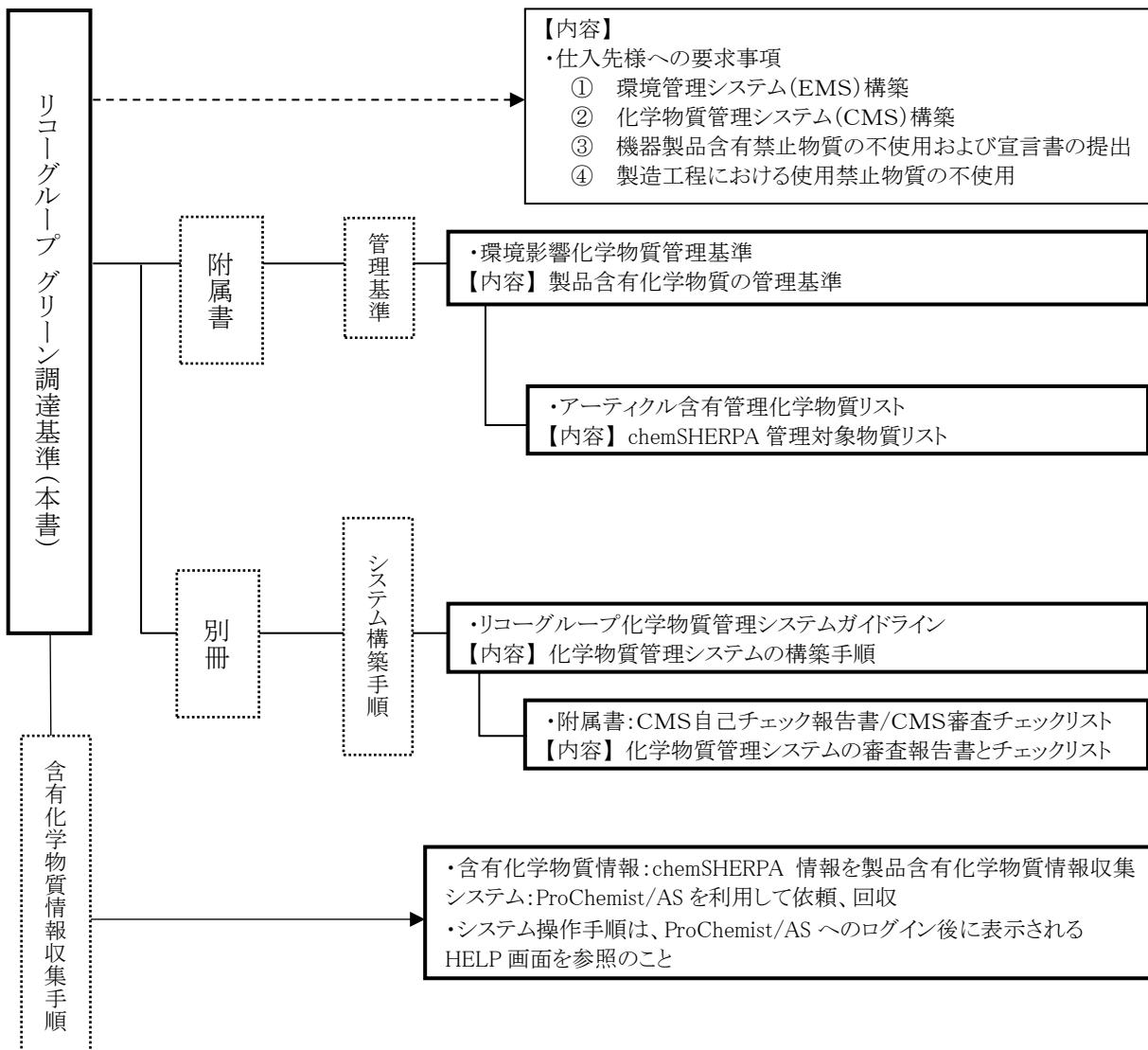
## 4. グリーン調達基準本文

### 4.1 グリーン調達基準冊子の構成と内容

グリーン調達基準冊子の構成と内容について以下に示します。

#### ◇グリーン調達基準冊子構成図

※各冊子の名称は、「グリーン調達基準〈附属書〉又は、〈別冊〉」の文言を省略。



## 4.2 仕入先様への要求事項

リコーグループでは仕入先様とお取引を開始させて頂くにあたり、以下のグリーン調達要求事項を満足しているか確認させて頂いております。必要書類を各購買窓口へご提出ください。

### 【グリーン調達の要求事項は以下の4つ】

- (1)環境管理システム(EMS:Environmental Management System)の構築
- (2)化学物質管理システム(CMS:Chemical-substance Management System)の構築
- (3)機器製品含有禁止物質の不使用および宣言書の提出  
(注)オゾン層破壊物質については製造工程での不使用も含む
- (4)製造工程における使用禁止物質の不使用

### 【要求事項に関する継続管理】

要求事項については、継続的な管理を実施します。

#	要求事項	運用形態	初回	継続管理
1	環境管理システム構築	第3者EMS	○	仕入先様よりの申告による
		環境誓約書	○	自主活動(必要に応じて活動状況を確認)
2	化学物質管理システム構築	リコーCMS	○	更新審査(3年単位)※
		他社	○	当該他社の運用に依存し更新状況を確認
3	機器製品含有禁止物質不使用および宣言書の提出	宣言書	○	定期更新(3年単位)
4	製造工程禁止物質不使用	自主活動		仕入先様の自主的活動による

※ 新規構築後の【初回】の有効期限は2年とし、その後は、主管区が状況を判断し有効期限を3年とすることが出来ます。

次にそれぞれの要求事項について詳細内容を説明します。

#### 4.2.1 環境管理システムシステムの構築

##### ■構築条件

環境管理(以下、EMSと言います)の構築については、以下の認証制度のいずれかの取得又は、自主活動を条件とします。

- (1)第3者認証機関EMS認証制度の取得
  - ①ISO14001
  - ②レスポンシブルケア(RC／日本レスポンシブルケア協議会)
  - ③EMAS(欧州)
  - ④KESステップ2(京のアジェンダ21フォーラム)
  - ⑤エコアクション21(財団法人 地球環境戦略研究機関持続性センター)
  - ⑥エコステージ／ステージ1以上(有限責任中間法人 エコステージ協会)

なお、ステージ1においては、認証必須項目に加え以下4項目が追加され認証取得されていることを条件とする。

- ⑥-a. 環境側面
  - ⑥-b. 外部コミュニケーション
  - ⑥-c. 緊急事態への準備と対応
  - ⑥-d. 不適合並びに是正処置及び予防処置
- ⑦みちのくEMS(NPO法人 環境会議所東北)
- (2)「環境保全活動に関する誓約書」に記載のある自主活動の実施

## ■申請方法

「環境管理システム構築に関する登録書」(P16)のご提出をお願いいたします。

なお、EMS未構築の場合、構築期限は取引開始後1年以内とします。

また、EMSの自主活動を選択し、実施・展開される場合には、併せて「環境保全活動に関する誓約書」のご提出をお願いいたします。

### 4.2.2 化学物質管理システム(CMS)の構築

## ■構築条件

化学物質管理システム(CMS)の構築については、以下の認証制度のいずれかの認証取得を条件とします。

①リコーグループ化学物質管理システム(CMS)認証制度による認証の取得

②他社化学物質管理システム認証制度による認証の取得

(注)現時点ではソニー社グリーンパートナー環境品質認定制度を容認

## ■申請方法

「化学物質管理システム構築に関する登録書」(※)及び「事業所・工場別認証取得状況」(※)の提出をお願いいたします。なおCMS未構築の場合、構築期限は取引開始後1年以内とします。

※各提出書類は、下記適用基準の別冊「リコーグループ化学物質管理システムガイドライン」をご参照ください。

## ■適用基準

\*リコーグループ化学物質管理システムガイドライン

・附属書:CMS自己チェック報告書／CMS審査チェックリスト

### 4.2.3 機器製品含有禁止物質の不使用および宣言書の提出

リコーグループの個別要求仕様に基づき、製品含有禁止物質の不使用(非含有)活動を実行してください。合わせて、『不使用宣言書※』の提出をお願いいたします。

※リコーグループと直接取引をしている仕入先様に、「確実な調達管理に基づき、禁止物質の不使用(=グリーン調達基準の遵守)が確認された製品・部品・原材料を納入すること」を会社単位で宣言していただくための文書です。特定の製品・部品に対して発行される製造メーカー様の「非含有保証書」あるいは「非含有確認結果報告書」とは異なります。指定フォーマットや提出方法等については、取引開始時に個別にご連絡いたします。

## ■適用基準

- \*グリーン調達基準 附属書:環境影響化学物質管理基準
- \*個別の仕様書／図面など
- \*不使用宣言書

### 4.2.4 製造工程使用禁止物質の不使用

仕入先様の自主的活動により、オゾン層破壊物質、塩素系有機洗浄剤の不使用活動を実施してください。

## ■適用基準

- \*グリーン調達基準 附属書:環境影響化学物質管理基準

### 4.3 製品含有化学物質情報収集・調査

リコーグループではこれらグリーン調達要求事項に加え、仕入先様より供給していただきます原材料・部品・製品に対して、個々の含有化学物質情報収集を実施しております。  
お取引が開始し、必要な手続き及びインフラ整備が完了した後、順次調査を開始していただきますので、ご協力をお願い致します。以下に、情報収集・調査の概要についてご説明いたします。

#### 4.3.1 製品含有化学物質情報収集

リコーグループは、製品を構成するアーティクル(※1)または、物質・調剤に含有する化学物質の情報収集をJAMPが提供するchemSHERPAで実施させていただきます。(EU REACH規則対応)

具体的な方法は、NEC社から提供されるProChemist/ASシステムを利用した依頼、回収となります。

※ただしchemSHERPAで対応が難しい仕入先様は、個別にリコー独自様式での情報提供をお願いします。

JAMP(※2)の考えに基づき、製品の法規制等の対応で必要な情報に関して、仕入先様自らが迅速な情報提供を行っていただき、含有化学物質情報を効率よく把握・管理することを目指します。

以下に、主な情報収集項目を示します。

- ①指定単位(部品単位、質量単位などリコーグループが指定)
- ②部品質量
- ③材質情報(材質用途、材質質量等)
- ④含有化学物質情報(CAS番号、含有率等)

※1.アーティクルとは、生産時に与えられる特定な形状、表面又はデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体。機器製品の場合は、製品、製品を構成する部品、また最終製品に残存する意図的に製品・包装材に付着させた製品用消耗品が該当するが、このうち意図的放出する部分は物質・調剤とみなされるためアーティクルではない。サプライ製品の場合は、紙、インクリボン、サーマルペーパーなどが該当するが、このうち意図的放出する部分は物質・調剤とみなされるためアーティクルではない。

※2.JAMP (Joint Article management Promotion-consortium) :アーティクルマネジメント推進協議会

## ■適用基準

\*グリーン調達基準 附属書「環境影響化学物質管理基準」

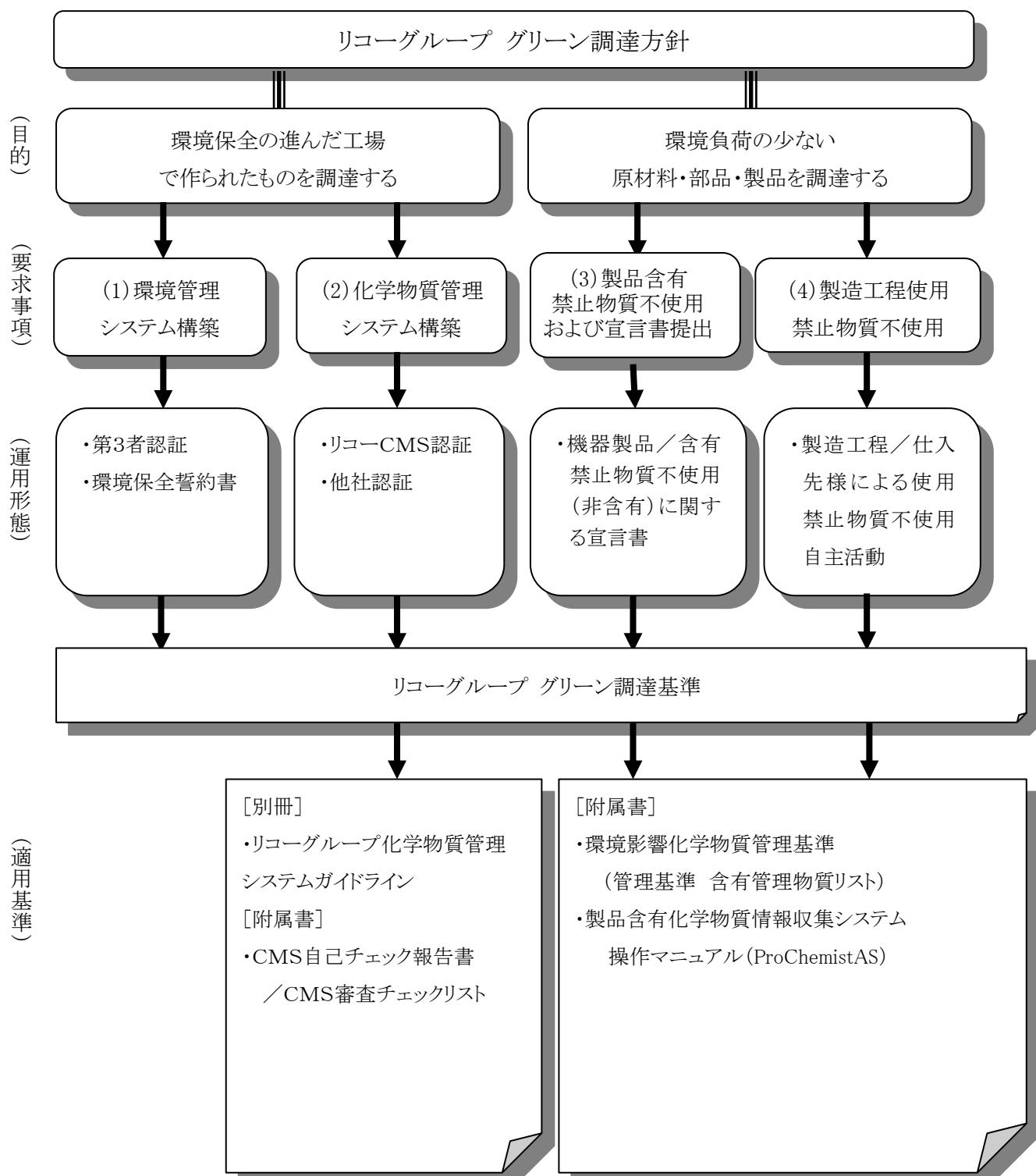
\*管理基準 含有管理物質リストは「chemSHERPA 管理対象物質リスト」で公開[※3]

\*グリーン調達基準 附属書「化学物質情報収集システム操作マニュアル(ProChemistAS)」[※3]

※3.ProChemistAS ユーザーの仕入先様に「お知らせ案内」で公開しています。

## 【グリーン調達要求事項に関するフロー】

以上、グリーン調達の各要求事項について説明を行いましたが、これらをフローチャートにし、体系的にわかりやすくまとめましたので、ご参照ください。



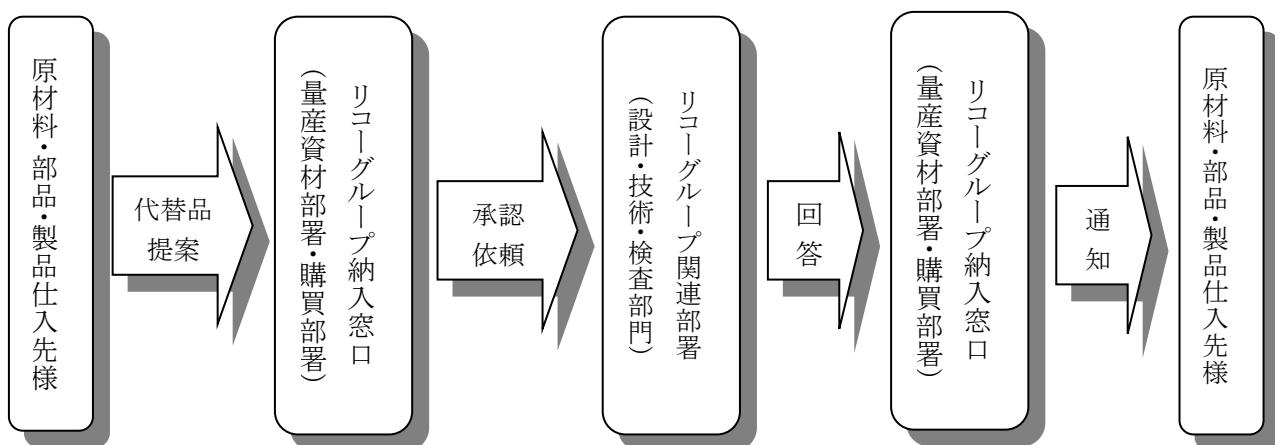
## 【代替品の提案及び登録について】

リコーグループへ納入している原材料・部品・製品等について、禁止物質を含有しない代替品の提案を行う場合は、窓口であるリコーグループ量産資材部署または購買部署に必要書類(部品検討依頼書等)やサンプル、測定データ、カタログ等をのご提出をお願いいたします。

量産資材部署または購買部署は所定の手続きを経て、リコーグループ関連部署へ書類及びサンプルを送付し、提案内容について承認を依頼します。その後関連部署にて必要な評価を行い、回答納期までに仕入先様に對して承認可否の通知を、窓口部署より行います。

以下に代替品提案・登録フローを示します。

### ■代替品提案・登録フロー



## 改訂履歴

改訂年月	版数	改訂内容
2002年7月	第1版	制定(日本語版)
2002年10月	第2版	誤記訂正(日本語版)、英語版および中国語版制定
2004年4月	第3版	<p>(1) 機器製品適用範囲の拡大            •画像システム製品分野→リコーグループブランド機器製品全体へ</p> <p>(2) 部品・原材料・ユニット等の適用範囲の明確化            •機器製品使用禁止物質の追加            •ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO)            •トリプチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)</p> <p>(3) 機器製品使用禁止物質に対する許容濃度(含有閾値)の追加</p> <p>(4) 機器製品使用禁止物質を含有している原材料・部品・ユニット等に対する納入禁止時期及び対象の明確化</p> <p>(5) 機器製品使用管理物質の追加と名称変更            &lt;物質の追加&gt;            •ビス(トリプチルスズ)=オキシド(TBTO)            •トリプチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)            •マグネシウム            •金及びその化合物            •パラジウム及びその化合物            &lt;物質の分割&gt;            •塩化パラフィン⇒短鎖型塩化パラフィン、中鎖型・長鎖型塩化パラフィン            &lt;物質の名称変更&gt;            •ニッケル化合物⇒ニッケル及びその化合物            •フッ化物⇒フッ素及びその化合物            •トリフェニルリン酸エステル⇒リン酸トリフェニル</p> <p>(6) 代替品提案・登録フローの見直し</p> <p>(7) 製造工程使用化学物質管理基準の追加</p> <p>(8) 附属資料:機器製品使用化学物質を禁止又は制限する国内外の主な法規制・自主基準の追加</p> <p>(9) 付表1:機器製品/使用禁止物質不使用証明書の改訂</p> <p>(10) 付表2:製造工程での塩素系有機洗浄剤の不使用証明書の追加</p> <p>(11) 付表3:製造工程での塩素系有機洗浄剤の全廃計画書の追加</p> <p>(12) 附属書(別冊):環境負荷情報調査マニュアル及び入力マニュアルの追加</p>
2004年11月		誤記訂正
2005年7月	第4版	<p>(1) 仕入先様への要求事項追加</p> <p>(2) 用語の定義追加</p> <p>(3) 機器製品使用禁止物質に対する許容濃度(含有閾値)の二段階設定            ...法令含有閾値とリコ一含有閾値</p> <p>(4) 使用禁止物質含有部品・材料の管理レベル設定と納入禁止時期            および含有対象例の見直し</p> <p>(5) 表【意図的添加が許容される含有対象例】および【包装材に関する含有対象例】の追加</p> <p>(6) 基準適用範囲のリコーグループ一覧追加</p> <p>(7) 全体構成変更</p> <p>(8) 問合せ先メールアドレス追加</p>
2006年12月	第5版	※第4版のグリーン調達基準本文(機器製品使用化学物質管理基準)を抜き出し、「附属書 環境影響化学物質 画像機器製品編」として、新たに制定

		<p>グリーン調達基準本編には仕入先様への要求事項及び製造工程使用化学物質の管理基準を残し、第5版として改訂</p> <p>以下は本編第5版の改訂内容を示す</p> <p>(1) P5:グリーン調達基準冊子の構成と内容を新たに追加</p> <p>(2) P6:仕入先様への要求事項</p> <p>①必須要件の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品含有禁止物質不使用→機器製品使用禁止物質不使用</li> <li>・製造工程使用禁止物質不使用→塩素系有機洗浄剤不使用</li> </ul> <p>②EMS構築条件の第3者認証制度に「みちのくEMS」を追加</p> <p>(3) P17~:別紙1、2、4、5を差替え</p> <p>(4) P26:お問い合わせ先のTEL、FAXを変更</p>
2008年4月	第6版	<p>(1) P4:リコーグループグリーン調達方針を一部変更</p> <p>(2) P5:グリーン調達基準冊子構成に「環境影響化学物質 分析ガイド」追加</p> <p>(3) P6:グリーン調達基準冊子構成図を変更</p> <p>(4) P7:EMS構築の構成条件にエコステージ/ステージ1追加</p> <p>(5) P8:他社化学物質管理システム認証制度にシンドリコー社追加</p> <p>(6) P16:リコーグループ会社一覧を一部修正</p> <p>(7) 以下の書類がリコーグループ・グリーン調達ガイドラインと重複掲載されているため、本書から削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステム構築に関する登録書</li> <li>・環境保全活動に関する誓約書</li> <li>・環境マネジメントシステム構築に関する意思決定登録書</li> </ul> <p>(8) 以下の書類がリコーグループ・化学物質管理システムガイドラインと重複掲載されているため、本書から削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質管理システム構築に関する登録書</li> <li>・事業所・工場別認証取得状況</li> <li>・化学物質管理システム構築に関する意思決定登録書</li> </ul> <p>(9) お問い合わせ先の電話番号変更</p>
2009年3月	第7版	<p>1. 改訂理由</p> <p>EU REACH規則の施行に伴い、含有禁止物質や含有管理物質の見直し及び、EMS認証制度の見直しなどを行い、改訂を行った。</p> <p>2. 主な改訂内容</p> <p>2.1 目次と様式(P.1~)</p> <p>(1) リコーグループ機器製品・使用禁止物質不使用証明書の内容は、個別要求仕様において実現可能であること及び、製造工程での塩素系有機洗浄剤不使用証明書は、仕入先様による自主活動として実施頂く事で廃止とし、目次、要求事項などの関連項目の修正及び、申告書式の別紙を削除した。</p> <p>(2) 含有化学物質リスト、化学物質情報収集システム操作マニュアル、AIS作成ガイドランスを附属書として新規制定・発行冊子とした事を追記した。以下、冊子の構成や適用基準等へも追記した。</p> <p>(3) EMSガイドライン、CMSガイドラインを本書の別冊版とする体系とし、冊子の構成やフロー図へ追加した。</p> <p>(4) 全文に渡り、“使用禁止・制限・管理物質”的文言は、製造工程での使用禁止物質を除き、それぞれ“含有禁止・含有制限・含有管理物質”と改めた。</p> <p>2.2 II. リコーグループの環境綱領とグリーンパートナーシップ(P.3)</p> <p>(1) リコーグループの環境行動指針の改訂に伴い、修正した。</p> <p>2.3 III. リコーグループのグリーン調達方針について(P.4)</p> <p>(1) EU REACH規則対応の含有化学物質情報収集の開始について追記した。</p> <p>(2) グリーン調達ガイドラインをEMSガイドラインと改名した事を追記した。</p>

		<p>2.4 IV. グリーン調達基準本文(P.5~)</p> <p>(1) IV. 2. 仕入先様への要求事項において、“必要要件”の文言は、“要求事項”と改め、【調達基準に関する継続管理】において、運用形態を明確化するため、確認方法等を追記した。</p> <p>(2) IV. 2.1. (3) 項及び、申請方法、要求事項に関するフローに、環境保全誓約書の提出による自主活動を明記・追加した。</p> <p>(3) IV. 2.2. 項②の他社化学物質管理システム認証制度の取得において、シンドリコー社の社名変更に伴い、シンドー社(Sindoh Co., Ltd)と修正した。</p> <p>(4) IV. 2.3. 項の機器製品含有禁止物質の不使用について、リコーグループよりの個別要求仕様に基づく活動である事を明記し、証明書の提出を不要とした。</p> <p>(5) IV. 2.4. 項の製造工程における塩素系有機洗浄剤の不使用について、仕入先様の自主的活動とする事を明記し、不使用証明書の提出を不要とした。</p> <p>(6) IV.3. 項を追加し、含有化学物質情報収集についての記載を追加した。環境負荷情報調査も現行通り平行して進める事から、IV.3.2. 項として残した。</p> <p>(7) IV.3.1 項に、含有化学物質情報収集の概要について記載し、適用基準として附属書を発行する事を記載した。(冊子の構成や体系図へも追記)</p> <p>(8) IV.4.1. 項は、含有も禁止している事から、含有及び～という表現にした。</p> <p>(9) 【グリーン調達要求事項に関するフロー】と【代替品の提案と登録について】は、それぞれ文末へ移動した。</p> <p>(10) リコーグループ会社一覧は、中国のRicoh Dianzhuang(Shenzhen) Electronics Co., Ltdを削除し、タイのRicoh Manufacturing (Thailand) Ltd. を追加した。</p> <p>(11) 別表1は削除し、附属書へ詳細リストが記載されている事を明記した。</p>
2010年3月	第8版	<p>1. 改訂のいきさつ</p> <p>禁止物質の変更(附属書への移管)などの理由により、改訂を実施した。</p> <p>2. 主な改訂内容</p> <p>(1) IV.1. 項のIV.1.1. 項を削除し、冊子構成図の中へ冊子の内容を記載し、記載項目を集約化した。(P.5)</p> <p>(2) 同構成図に、AIS作成ガイドの附属書として、AIS作成ガイド集を追加した。</p> <p>(3) IV. 2. 項仕入先様への要求事項(4)及び、その継続管理において「製造工程における塩素系有機洗浄剤」は、「製造工程における使用禁止物質」とした。又、IV.2.4. 項も同一の文言とし、適用基準は、附属書の環境影響化学物質管理基準とした。(P. 6~7)</p> <p>(4) 同項の要求事項の継続管理において、第3者 EMSについてでは、仕入先様よりの申告によるものとした。</p> <p>(5) IV.3.1. 項に、JAMPの考えに基づき、法規制等へ対応して行くこと等を明記した。(P. 8)</p> <p>(6) IV.4. 項の製造工程使用禁止物質リストは、附属書:環境影響化学物質管理基準へ移管し、削除した。</p> <p>(7) リコーグループ会社一覧に、「Yamanashi Electronics(Thailand)Co.,Ltd.」(山梨電子工業(株)の子会社)を追加した。(P. 15)</p>
2011年12月	第9版	<p>1. 改訂のいきさつ</p> <p>従来実施しておりました環境負荷情報調査(43物質調査)を正式に収束させて、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が提供する AIS、MSDSplusによる調査に一本化したことにより、グリーン調達基準の構成を見直し改訂を行った。</p> <p>2. 主な改訂内容</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目次の附属書および別冊に表記方法をまとめた(P. 1)</li> <li>(2) リコーグループグリーン調達基準の構成図より附属書・環境負荷情報調査マニュアル・環境負荷情報調査入力マニュアルを削除した(P. 5)</li> <li>(3) (2)に伴い目次の表記を見直した</li> <li>(4) IV.3.1.項環境負荷情報調査を削除(P. 8)</li> <li>(5) 管理基準をアーティクル含有化学物質リストへ変更(P. 10)</li> <li>(6) グリーン調達要求事項に関するフロー図の[適用基準]附属書より(2)のマニュアル及び AIS 作成ガイド集を削除、(P. 10)</li> </ul>
2017年1月	第10版	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改訂のいきさつ 「機器製品含有禁止物質の不使用に関する宣言書の提出」を仕入先様への要求事項として明示するため、改訂をおこなった。</li> <li>2. 主な改訂内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 発行者名を更新(P.2)</li> <li>(2) 仕入先様への要求事項に不使用宣言書の提出を明記(P.5,6,7,8,9)</li> <li>(3) 不使用宣言書の解説を明記(P.7)</li> <li>(4) 本基準の見直し時期を1年ごとから適時へ変更(P.14)</li> <li>(5) リコーグループ会社一覧を最新に更新(P.15)</li> </ul> </li> </ol>
2018年9月	第11版	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改訂のいきさつ 含有化学物質情報伝達ツールの切替(AIS→chemSHERPA)に伴い、関連箇所の修正をおこなった。</li> <li>2. 主な改訂内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) AIS から chemSHERPA への名称変更</li> <li>(2) AIS 関連文書の削除</li> <li>(3) 「環境管理システム構築に関する登録書」、「環境保全活動に関する誓約書」を追加</li> </ul> </li> </ol>
2021年12月	第12版	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改訂のいきさつ 機器製品含有禁止物質不使用宣言書の定期更新の見直しを行った。</li> <li>2. 変更内容 P6:定期更新の間隔を2年単位から3年単位に変更</li> </ol>
2023年8月	第13版	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改訂のいきさつ <ul style="list-style-type: none"> <li>4.2. 仕入先様への要求事項</li> <li>CMS 有効期限</li> </ul> </li> </ol> <p>「※ 新規構築後の【初回】の有効期限は2年とし、その後は、主管区が状況を判断し有効期限を3年とすることが出来ます。」追記</p>
2025年6月	第14版	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改訂のいきさつ 製品含有化学物質情報収集に関する記載の見直しを行った。</li> <li>2. 変更内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ◇グリーン調達基準冊子構成図の「附属書」に付随していた「含有化学情報収集」を、「リコーグループ グリーン調達基準 本書」の下に移動し、「含有化学物質情報収集」として、手順の表記を変更</li> <li>(2) 4.3.1 製品含有化学物質情報収集に、chemSHERPA を使用して情報収集を行うことを明記</li> </ul> </li> </ol>

※本基準は法規制の動向或いは弊社の方針等により、適時見直しを行います。

見直しの結果改訂が生じた場合には、掲示板等で通知し、最新版はリコーホームページ（サステイナビリティサイト）上で公開いたします。

《URL アドレス》

\*リコーホームページ: <https://jp.ricoh.com/>

グリーン調達基準: <https://jp.ricoh.com/sustainability/environment/product/green>

◇リコーグループ会社一覧(本グリーン調達基準適用範囲)

連結決算対象会社のうち、発行元が定める会社を指します。

日本	(株)リコー
	リコーインダストリアルソリューションズ(株)
	迫リコー(株)
	リコーインダストリー(株)
	リコークリエイティブサービス(株)
	リコーエスポアール(株)
	山梨電子工業(株)
	リコーエレックス(株)
中国	Ricoh Manufacturing (China) Ltd
	Shanghai Ricoh Digital Equipment. Co., Ltd
	Tohoku Ricoh (Fuzhou) Printing Products Co., Ltd.
タイ	Ricoh Manufacturing (Thailand) Ltd.
	Yamanashi Electronics(Thailand)Co.,Ltd.
欧州	Ricoh UK Products Ltd.
	Ricoh Industrie France S.A.S.
アメリカ	Ricoh Electronics, Inc.
	Ricoh Industrial Mexico, S.A. de C.V.

リコーグループ会社につきましては、今後増減することがありますのでご注意ください。

様式1

## 環境管理システム構築に関する登録書

作成日： 年 月 日  
会社名： \_\_\_\_\_ 社印

環境管理責任者名： \_\_\_\_\_ 印

当社は今後、環境保全活動を以下の様に進めます。(該当する項目の□内にチェックして下さい)

第3者機関の認証を取得済または取得計画中です。

[対象サイト名： ]

取得済(取得済年月日： 年 月 日)

認証機関 HP URL: \_\_\_\_\_ (認証機関の HP に公開されている場合)

計画中(取得計画年月日： 年 月 日)

※何れかの認証を取得済みで認証機関の HP に公開されている場合は、当該の URL をお知らせ下さい。HP で公開されていない場合は、認定登録証の複製をご提出下さい。また計画中の場合は、構築計画書(書式任意)も併せてご提出下さい。

**【取得済又は計画中の第3者認証機関】**

[認証機関名： ]

[認証名： ]

※認証名欄へ記載して頂く第3者認証(ISO14001, EA21 など)は、リコーグループが認めるものに限定させて頂きます。詳しくは、グリーン調達基準に記載していますので、ご参照下さい。

環境保全活動に関する誓約書を提出し自主活動を実施・展開します。

以上

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。  
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

様式2

## 環境保全活動に関する誓約書

年 月 日

殿会社名: 社印

所在地: \_\_\_\_\_

代表者名: 印

弊社は環境保全活動に関して以下の内容について遵守致します。

## 第1条(環境関連法規の遵守)

弊社の事業活動に適用される環境関連法規の要求事項を抽出し、遵守する。

## 第2条(環境負荷の削減)

循環型社会の実現に向け、自社で取り組めるエネルギー使用量及び廃棄物排出量の削減による環境負荷の低減や、汚染の予防に努める。

## 第3条(仕入先の環境マネジメントシステム認証取得状況の確認と調達活動)

弊社が生産部材を購入・調達する場合はその仕入先が第3者の環境マネジメントシステムの認証を取得しているか否かを確認する。又、弊社のできる範囲において環境マネジメントシステムの認証を取得している仕入先からの調達を進めていく。

## 第4条(環境保全活動の開示)

第1条、第2条、第3条に記載した事項について、事前に依頼があれば活動の記録を提示する。

## 第5条(有効期間)

本誓約書の有効期間は、提出から3年間とする。但し、特段の意思表示がない限り更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

## 第6条(申告義務)

会社名、所在地、代表者等本誓約書の記載事項に変更が生じた場合はすみやかに届ける。

以上

※この文書に記載いただきました貴殿の『個人情報』は、グリーン調達関連業務以外には利用いたしません。  
ご同意いただけましたらご記入をお願い致します。

【お問い合わせ先】

株式会社リコー

サプライチェーン機能統括部

グリーン調達事務局

Email : [green\\_jimukyoku@jp.ricoh.com](mailto:green_jimukyoku@jp.ricoh.com)

Copyright © 2002,2004,2005,2006,2008,2009,2010,2011,2012,2013,2014,2015,2016,2022

Ricoh CO, LTD. All rights Reserved.

この製品は日本国著作権法及び国際条約により保護されています。

発行元  
株式会社リコー  
リコーグループ